

令和6年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和6年10月1日から令和6年12月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
市民窓口課	戸籍附票システム改修業務（氏名の振り仮名等を追加するための機能整備作業）	令和6年10月3日	アトラス情報サービス株式会社	令和6年10月4日 ～ 令和7年3月31日	9,196,000	令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、戸籍の附票等の記載事項等として、氏名の振り仮名が追加されることになりました。よって、戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記のために直接的に必要となる機能に関する整備を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	同社は、本市の業務仕様に合わせた戸籍附票システムを設計し、導入した業者であることから、日常的な運用保守についても同社に委託している。今回のシステム改修業務は、システムの安定稼働を担保したまま実施する必要があり、同社はシステムの状況を最も熟知していることから同社と契約を締結するのが最適であるため。
人権・市民協働課	富田林市立多文化共生・人権プラザ 無線LAN配線および環境構築業務	令和6年10月31日	株式会社Cyujo	令和6年11月1日 ～ 令和7年1月31日	767,360	公衆無線LAN「Osaka Free Wi-Fi」の整備・構築及び配線整備業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	Osaka Free Wi-Fi を導入するにあたり、すべての窓口は同社が行っており、ネットワーク設計・申し込み・設置・アフターフォローまでを一元して対応することができるため。